

『人がつながり 創りだす 新しい阿蘇 ～ONLY ONEの世界へ～』

阿蘇市農業委員会だより（令和3年10月発行）



◆発行／編集 阿蘇市農業委員会 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1 TEL0967-22-3254



秋冷の候、農家の皆様、市民の皆様いかがお過ごしでしょうか。令和3年も残すところ3ヶ月ほどとなりました。農家の皆様には、稲刈り等の農繁期を迎えておりますが、事故などないよう安全を心がけていただきますようお願いいたします。

また本年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、私たちの暮らしに大きなダメージを与えております。私たち農業関係者も例外ではなく、農業生産物の出荷抑制や畜産価格の低迷など農家を取り巻く環境も厳しさを増しております。このような状況下、農業委員会では農業基盤の強化を目標に掲げ、農地の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に取り組んで参りますので、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。（農業委員会会長 木村 広典）

目 次

- | | | |
|-------|---------------|-----------------|
| 1 ページ | ・農業委員会活動報告 | ・農地所有の皆様へ |
| 2 ページ | ・農地の利用権設定のお願い | ・農地の貸し手、借り手募集 |
| 3 ページ | ・所有権移転に関すること | ・農業者年金 ・農業後継者紹介 |

●農業委員会活動報告

◆農地パトロール

8月に阿蘇市管内の荒れている農地状況を調査するために農地パトロールを実施しました。この活動は毎年8月と2月に行っており、新たに発見された遊休農地もあり、今後も遊休農地の発生防止・解消に努めていきます。



農地パトロールを実施する委員（宮地地区）

●農地所有者のみなさまへ

近年、農地（田・畑等）を適正に管理されていない雑草が多く茂った農地や空き地が多く見受けられます。これらの農地が増えてしまうと、病害虫が発生するなど周辺の農地に悪影響が心配されます。また、景観の悪化や火災の発生原因ともなりますので、農地を所有（管理）する場合は、責任をもって草刈りなど適切な管理を心がけましょう。普段から定期的に管理を行わないと次のような環境の悪化につながる恐れがあります。

- ・雑草が繁茂し、病害虫の発生原因となる。
- ・猪や鹿などの有害鳥獣の潜入や、ゴミの不法投棄の場所となる。
- ・交差点付近やカーブでは、視界不良になるため事故の原因となる。
- ・景観を損ねるだけでなく、火災の誘発原因になる。

***農地を所有（管理）している場合は、近隣住民の安全と生活環境を損ねないためにも、ご自身や業者などに依頼して除草作業などを定期的に行っていただきますようお願いいたします。**



▼農地を自分で管理できない場合について

高齢や所有者が遠方にいる場合などの理由により、自身で農地を管理（草刈り等）できない場合は、シルバー人材センターなどの事業者を利用（有料）する方法もあります。

【お問い合わせ先】

- ◆一般社団法人 阿蘇市シルバー人材センター
住所：〒869-2301 阿蘇市内牧 976-2
電話：080-3370-4776 FAX：0967-32-4940
（午前8時30分～午後5時15分：土日祝日・年末年始除く）

●農地の貸し借りは、農業委員会で手続き「利用権設定」を行いましょよう

◆「口頭契約（口頭での小作契約）をなくそう」

現在、農業委員会では農地の貸し借りについて、口頭契約の解消を呼びかけています。

・口頭契約のデメリット

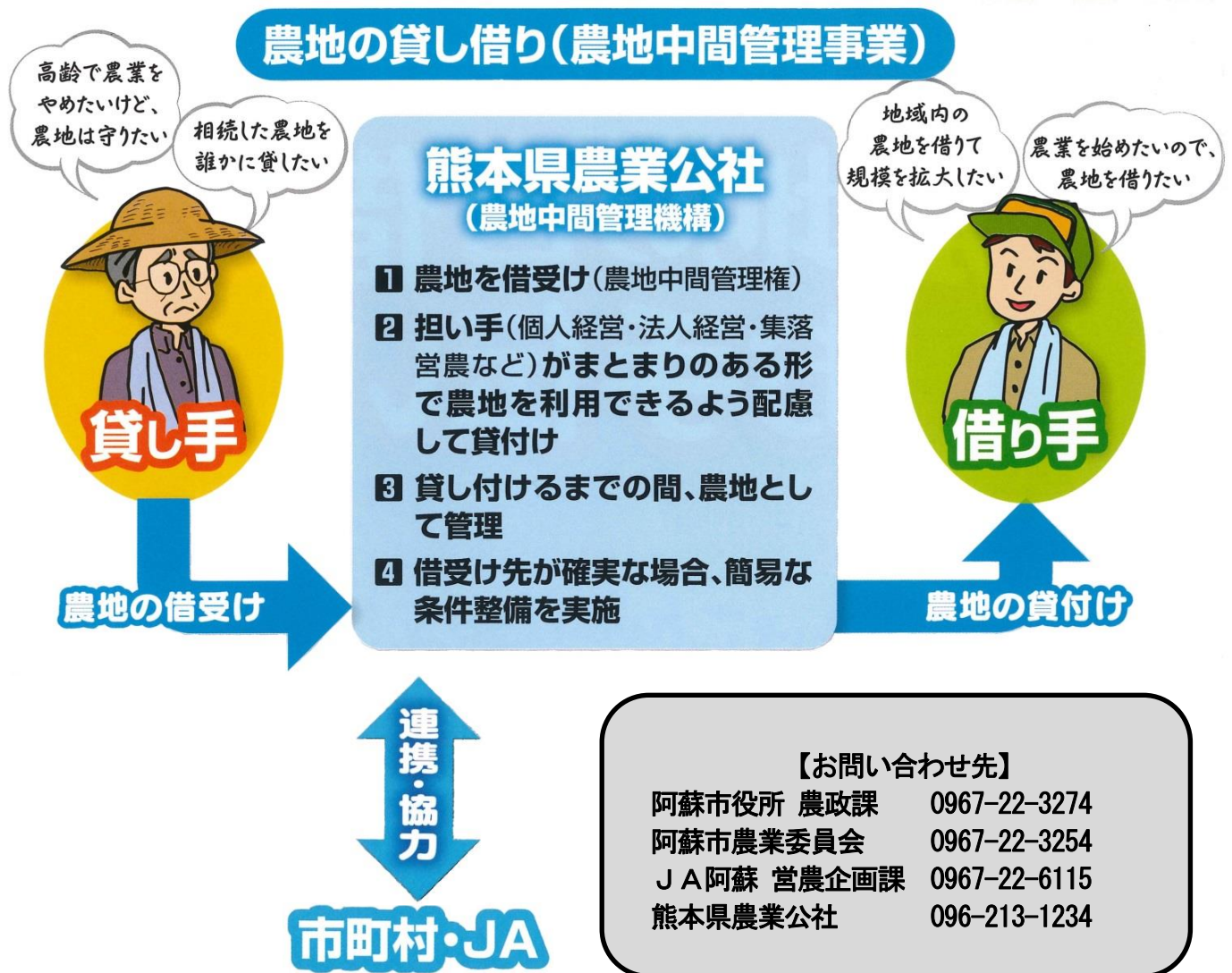
農地の貸し借りの期間が定まっていない。

相続が発生した場合が、貸し手・借り手共に不安である。

農業関係の国からの補助が受けられない場合があります。

*正式な契約を結んで、安心した農地の利用権設定（貸し借り）をお願いしています。

●農地を「貸したい人」「借りたい人」を募集しています。



*募集内容は、農業公社のホームページをご覧ください。

*農業公社に土地を貸した方には「機構集積協力金」が交付されます。(交付には条件有)

●農地の所有権移転等に関すること

農地について、所有権の移転や賃借権及び使用貸借の期間設定を行う場合については、農地法の許可を受ける必要があります。ただし、農地を譲り受ける場合または借りる場合は、条件がありますので農業委員会事務局へお尋ねください。また、農地法第3条の許可を受けた農地は、原則3年3作後でなければ転用行為はできません。

所有権を移転するには、法務局に所有権移転の登記申請を行うこととなりますが、農地法3条の許可書の添付が必要ですので必ず許可を受けてください。

●農業者年金

- ① 個人で自由に決められる保険料額
月20,000円～67,000円までの掛け金で1,000円単位での変更可能です。
*来年1月より35歳未満で一定要件を満たす方に限り、1万円から加入できます。
- ② 終身年金で80歳までの保障付き
もし80歳前に亡くなった場合は、遺族に一時金が支給されます。(受け取れるはずであった場合)
- ③ 税制上の優遇措置がある
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ④ 保険料の国庫補助
認定農業者で青色申告をしているなどの農業の担い手となる方には月額最高1万円の保険料補助があります。(保険料は毎月2万円に固定)

加入の申し込みご相談は、JA阿蘇、農業委員会事務局

●農業後継者紹介

黒流町の岩永和也さん(22歳)は、農業大学校を卒業し就農して今年3年目を迎える。家族で水稻と施設(ミニトマト)による複合経営を行っており、現在ミニトマトの作付け面積を増やし、関西や福岡方面へ出荷している。農業について何うと「農業は天候に左右されるが、頑張りが収穫に結びついた時の喜びがある。」とのこと。また、「日々学びながら愛情を注ぎ作っていますので、自慢のトマトを多くの人に食べて欲しい。」と語ってくれました。黒流地区の担い手の岩永さん、これからも、ふるさとの農業をよろしくお願いします。

(経営面積:水稻 2ha、ミニトマト 30a)



【お問い合わせ先】

◆阿蘇市農業委員会事務局

住所: 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1

電話: 0967-22-3254 FAX: 0967-22-4566

(午前8時30分～午後5時15分: 土日祝日・年末年始除く)

